

法科大学院開設支援法務・検察連絡協議会の設置について

平成 15 年 1 月 7 日

法 務 省

先の臨時国会において、法曹養成制度改革法が成立し、平成 16 年 4 月から法科大学院が立ち上がることとなった。

いわゆる連携法にもあるとおり、法科大学院に対しては法曹三者の協力が必要であると考えており、法務検察としても、法科大学院の開設に向けて必要な協力を行っていく所存である。

そのための法務検察を通じた支援体制として、平成 15 年 1 月 6 日付けをもって、法務事務次官、法務総合研究所所長及び最高検察庁検事から成る法科大学院開設支援法務・検察連絡協議会を設けることとした。

法科大学院に対しては様々な御協力の在り方が考えられるが、連携法等の附帯決議においても、法科大学院に対する実務家教員の参画が求められているように、実務家教員の確保のための取組みが最も重要な課題であると認識している。

したがって、この協議会においては、法科大学院側の教員派遣の要望の把握や、これに付随する関係機関との連絡折衝等を行うほか、法科大学院側の要望に応じて教材作りへの支援も行う予定である。